

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、駒ヶ根都市計画西原土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成20年5月26日

長野県知事 村井 仁

都市計画課

公告

茅野市による日向堰地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成20年5月26日

長野県諏訪地方事務所長 山本 浩司

- 1 土地改良事業の名称
元気な地域づくり交付金
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成17年7月28日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
茅野市
- 4 事務所の所在地
茅野市塚原2丁目6番1号
- 5 工事着手年月日
平成17年9月28日
- 6 工事完了年月日
平成20年3月25日

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月26日

長野県木曾建設事務所長 赤羽敏雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成20年度県単道路防災電気設備点検業務委託
 - (2) 役務の特質
一般国道361号の道路防災施設（権兵衛トンネルほか）の電気設備の定期点検
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成21年3月24日まで
 - (4) 履行場所
長野県木曾建設事務所管内、塩尻市内及び上伊那郡南箕輪村内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曾郡木曽町福島2757-1 長野県木曾合同庁舎
長野県木曾建設事務所 総務課
電話 0264（25）2237
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年6月12日（木）午後2時
イ 場所 長野県木曾合同庁舎 501会議室
 - (3) 郵便による入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月6日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月26日

長野県木曽建設事務所長 赤羽敏雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度県単道路防災機械設備点検業務委託

(2) 役務の特質

一般国道361号の道路防災施設（権兵衛トンネルほか）の機械設備の定期点検

(3) 履行期間

契約締結日から平成21年3月24日まで

(4) 履行場所

木曽郡木曽町内、塩尻市内及び上伊那郡南箕輪村内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年内に同種の点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島2757-1 長野県木曽合同庁舎

長野県木曽建設事務所 総務課

電話 0264(25)2237

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年6月12日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県木曽合同庁舎 501会議室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月6日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月26日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピューター28台、プリンタ1台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年7月1日から平成25年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局経営企画課

電話 026(235)7371

4 入札手続等

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年6月6日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟 4階404号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成20年6月5日(木) 午後5時

イ 場所 長野県企業局経営企画課

(県庁専用郵便番号 380-8570)

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 契約方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県公営企業管理者職務執行者長野県企業局長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

経営企画課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」といいます。)を次のとおり行います。

平成20年5月26日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

受講申込において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」といいます。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」といいます。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る同規則第8条に規定する合格証(以下「旧検定合格証」といいます。)の交付を受けている者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成20年7月15日（火）から7月18日（金）まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	平成20年9月2日（火）から9月4日（木）まで	
法第2条第1項第3号の警備業務	平成20年9月17日（水）から9月19日（金）まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成20年9月25日（木）から9月26日（金）まで	

(2) 場所

長野市中御所岡田131-4

公立学校共済組合長野宿泊所ホテル信濃路

3 受講定員

各40人（定員になり次第、受付を締め切ります。）

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

- (1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
 (2) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成20年6月9日（月）
法第2条第1項第2号の警備業務	平成20年8月4日（月）
法第2条第1項第3号の警備業務	平成20年8月18日（月）
法第2条第1項第4号の警備業務	平成20年8月25日（月）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付）1枚

- (1) 資格者証又は修了証明書の写し
 (2) 1の(1)に該当する者にあっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）

(3) 1の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証明書の写し

(4) 1の(3)に該当する警備員にあっては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(5) 1の(4)に該当する者にあっては、1級の旧検定合格証の写し

(6) 1の(5)に該当する警備員にあっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

(7) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人か

らの委任状

イ 提出期間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成20年6月30日（月）から7月4日（金）まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成20年8月18日（月）から8月22日（金）まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成20年9月1日（月）から9月5日（金）まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成20年9月8日（月）から9月12日（金）まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

- ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円
 イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円
 ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円
 エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

5 その他

- (1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）に問い合わせてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月26日

長野県長野ろう学校長 武藤誠治

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パソコンコンピュータ10台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年7月1日から平成25年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県長野ろう学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。	(8) 契約書作成の要否 必要とします。
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。	(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。	5 その他
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。	(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野ろう学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。	(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
(4) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。	
(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。	
3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先	
(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成20年5月26日（月）から5月30日（金）までの毎日午前8時30分から午後5時まで	
(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先 長野市三輪1-4-9 長野県長野ろう学校 電話 026（241）5320	
4 入札手続等	
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	
(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成20年6月12日（木） 午後2時30分 イ 場所 長野県長野ろう学校	
(3) 郵送による入札の拒否 郵送による入札は、受け付けません。	
(4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月4日（水）午前11時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。	
(5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。	
(6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。	
(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。	

特別支援教育課